

表 2 - 4 福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設

(1) ばい煙に係る特定施設の種類

No.	特 定 施 設 の 種 類
1	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。）であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 0.5m^2 以上 1m^2 未満であるもの ② 羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が 0.5m^2 未満であるもの ③ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 30ℓ 以上 50ℓ 未満であるもの ④ 変圧器の定格容量が 200kVA 未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積が 2m^2 以上であるもの ② 焼却能力が1時間当たり 200kg 以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および溶融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉および乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
8	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、6から8までに掲げるものおよび密閉式のものを除く。）
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸留施設（これらのうち密閉式のものを除く。）
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉
13	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃料装置を含む。）および直火炉（15に掲げるものを除く。）

（注）1および3から15に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

(2) ばい煙に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 項 目	規 制 値
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（上記表の1に掲げる施設）	ばいじん	$0.20 \text{ g} / \text{Nm}^3$
廃棄物焼却炉 （上記表の2に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	$1.0 \text{ mg} / \text{Nm}^3$
	塩素	$30 \text{ mg} / \text{Nm}^3$
	弗素、弗化水素および弗化珪素	$10 \text{ mg} / \text{Nm}^3$
	鉛およびその化合物	$10 \text{ mg} / \text{Nm}^3$
塩酸および弗酸による反応施設および表面処理施設など有害物質を使用または排出する施設 （上記表の3から17に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	$1.0 \text{ mg} / \text{Nm}^3$
	塩素	$30 \text{ mg} / \text{Nm}^3$
	塩化水素	$80 \text{ mg} / \text{Nm}^3$
	弗素、弗化水素および弗化珪素	$10 \sim 20 \text{ mg} / \text{Nm}^3$
	鉛およびその化合物	$10 \sim 30 \text{ mg} / \text{Nm}^3$